

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年10月31日

【発行者名】 ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー  
(BlackRock Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 ジョアン・フィッツジェラルド  
(Joanne Fitzgerald)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、  
J . F . ケネディ通り 35A 番  
(35A, avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 十枝 美紀子  
弁護士 三宅 章仁

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 十枝 美紀子  
弁護士 三宅 章仁

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ -  
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ  
(BlackRock Global Investment Series -  
Global Allocation Portfolio)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
クラスA 受益証券(米ドル建て)  
500億アメリカ合衆国ドル(約7兆3,460億円)を上限とする。  
クラスA 受益証券(豪ドル建て)  
500億オーストラリア・ドル(約4兆7,990億円)を上限とする。  
クラスA 受益証券(円建て)  
5兆円を上限とする。  
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリア・  
ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2025年8月29日  
現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=  
146.92円、1豪ドル=95.98円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2025年7月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、訂正すべきその他の事項があるため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

### （1）半期報告書を提出したことによる訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況	(ハ) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加または更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	a. 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況		更新	
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		追加
5 その他	c. 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー(BlackRock Fund Management Company S.A.)(以下「管理会社」という。 )により管理・運用されているブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ(BlackRock Global Investment Series)(以下「ファンド」という。 )のサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ポートフォリオ(Global Allocation Portfolio)(以下「ポートフォリオ」という。 )の運用状況は、以下のとおりである。

### (1) 投資状況

#### 資産別および地域別の投資状況

(2025年8月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	449,475,525.22	101.43
小計		449,475,525.22	101.43
現金およびその他の資産(負債控除後)		-6,332,209.17	-1.43
合計(純資産総額)		443,143,316.05 (約65,107百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下、別段の記載がない限り、同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。 )およびオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。 )の円貨換算は、便宜上、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=146.92円、1豪ドル=95.98円)による。以下、米ドルおよび豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。 )の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建て、豪ドル建てまたは円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル、豪ドルまたは円をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載している。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、それに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載している。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

## 投資資産

## ( ) 投資有価証券の主要銘柄

(2025年8月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	口数	米ドル				投資比率 (%)
					取得金額		時価		
					単価	金額	単価	金額	
1.	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share	ルクセンブルグ	投資証券	3,147,299.01	89.32	281,120,887.41	119.15	375,000,676.92	84.62
2.	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share AUD hedged	ルクセンブルグ	投資証券	2,961,404.33	15.89	47,055,058.95	20.13	59,624,785.00	13.45
3.	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share JPY hedged	ルクセンブルグ	投資証券	1,399,292.64	12.08	16,898,035.48	10.61	14,850,063.30	3.35

## &lt; 参考情報 &gt;

投資対象ファンド（ブラックロック・グローバル・ファンズ - グローバル・アロケーション・ファンド（以下「BGF - GAF」という。））の組入株式上位10銘柄

(2025年8月末日現在)

順位	銘柄	投資比率 (注1) (%)	順位	銘柄	投資比率 (注1) (%)
1	NVIDIA CORP	2.9	6	META PLATFORMS INC CLASS A	1.7
2	MICROSOFT CORP	2.8	7	BROADCOM INC	1.2
3	AMAZON COM INC	2.2	8	JPMORGAN CHASE & CO	1.1
4	APPLE INC	2.0	9	ELI LILLY	1.0
5	ALPHABET INC CLASS C	1.8	10	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	0.9

(注1) 投資比率とは、BGF - GAFの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(注2) 株式以外の組入銘柄については、BGF - GAFにより開示されていないため、本書に記載することができない。

## ( ) 投資不動産物件

該当事項なし(2025年8月末日現在)。

## ( ) その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2025年8月末日現在)。

## (2) 運用実績

以下は、クラスA受益証券(米ドル建て)、クラスA受益証券(豪ドル建て)およびクラスA受益証券(円建て)に関する運用実績である。クラスA受益証券(米ドル建て)およびクラスA受益証券(豪ドル建て)は、2010年8月20日から、クラスA受益証券(円建て)は、2016年8月17日から運用を開始した。

以下に記載する運用実績は、本書作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではない。

## 純資産の推移

2025年8月末日前1年間の各月末における純資産の推移は、以下のとおりである。

## クラスA受益証券(米ドル建て)

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2024年8月末日	230,297,122.98	33,835,253,308	21.26	3,124
9月末日	232,079,264.76	34,097,085,579	21.57	3,169
10月末日	225,734,051.86	33,164,846,899	21.06	3,094
11月末日	231,012,992.24	33,940,428,820	21.65	3,181
12月末日	226,188,396.05	33,231,599,148	21.12	3,103
2025年1月末日	298,618,733.98	43,873,064,396	21.80	3,203
2月末日	293,102,233.77	43,062,580,185	21.48	3,156
3月末日	281,723,580.79	41,390,828,490	20.85	3,063
4月末日	285,542,252.67	41,951,867,762	21.21	3,116
5月末日	298,875,584.32	43,910,800,848	22.22	3,265
6月末日	311,153,831.40	45,714,720,909	23.19	3,407
7月末日	362,737,378.93	53,293,375,712	23.22	3,411
8月末日	369,910,550.15	54,347,258,028	23.55	3,460

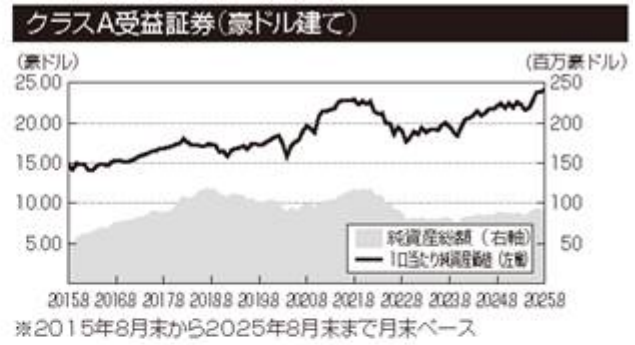
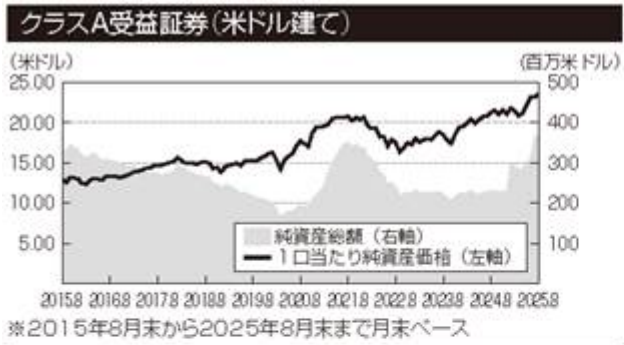
## クラスA受益証券（豪ドル建て）

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
2024年8月末日	87,851,312.48	8,431,968,972	22.10	2,121
9月末日	88,689,607.73	8,512,428,550	22.41	2,151
10月末日	85,951,939.37	8,249,667,141	21.85	2,097
11月末日	87,363,254.74	8,385,125,190	22.46	2,156
12月末日	85,499,495.53	8,206,241,581	21.88	2,100
2025年1月末日	87,686,427.51	8,416,143,312	22.58	2,167
2月末日	86,422,242.37	8,294,806,823	22.23	2,134
3月末日	82,890,624.46	7,955,842,136	21.57	2,070
4月末日	87,175,146.18	8,367,070,530	21.82	2,094
5月末日	90,363,730.34	8,673,110,838	22.84	2,192
6月末日	93,254,042.71	8,950,523,019	23.83	2,287
7月末日	91,857,958.62	8,816,526,868	23.84	2,288
8月末日	89,668,811.10	8,606,412,489	24.17	2,320

## クラスA受益証券（円建て）

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
2024年8月末日	2,674,225,304.18	126.89
9月末日	2,697,757,130.18	128.22
10月末日	2,544,736,848.61	124.48
11月末日	2,539,360,160.87	127.67
12月末日	2,389,291,985.41	123.73
2025年1月末日	2,333,081,578.78	127.28
2月末日	2,171,253,896.09	124.95
3月末日	2,023,983,693.34	120.94
4月末日	2,024,044,912.24	122.58
5月末日	2,175,191,956.70	127.90
6月末日	2,220,712,333.11	133.04
7月末日	2,170,553,539.89	132.68
8月末日	2,149,907,886.36	134.13

## &lt; 参考情報 &gt;



分配の推移

該当事項なし。

## 収益率の推移

下記の期間における収益率は、以下のとおりである。

	収益率（％）（注）		
	クラスA 受益証券 （米ドル建て）	クラスA 受益証券 （豪ドル建て）	クラスA 受益証券 （円建て）
2024年9月1日～ 2025年8月末日	10.77	9.37	5.71

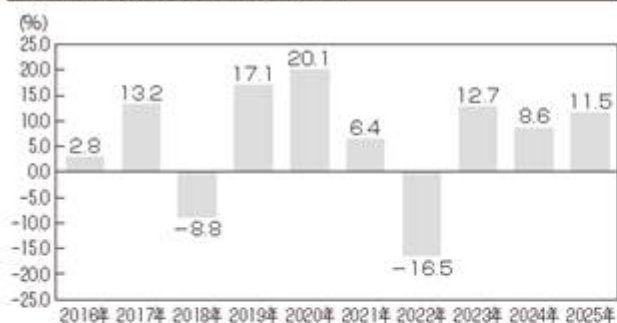
（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2025年8月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間における分配金の合計額を加えた額）

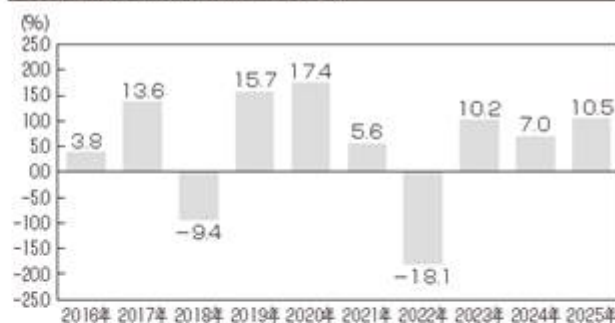
b = 2024年8月末日現在の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）

## &lt; 参考情報 &gt;

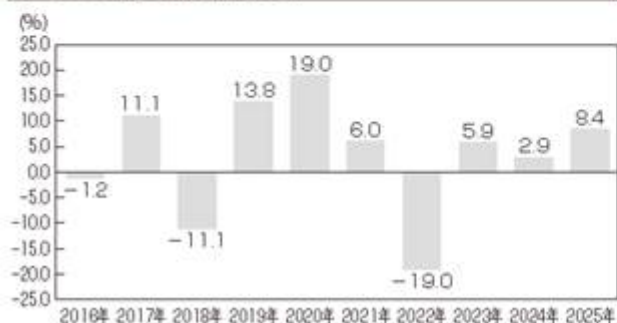
## クラスA受益証券(米ドル建て)



## クラスA受益証券(豪ドル建て)



## クラスA受益証券(円建て)



（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の1口当たり純資産価格（分配金落ちベース）。ただし、クラスA受益証券（円建て）の2016年については、当初募集価格（100円）とする。

（注2）クラスA受益証券（円建て）の2016年については8月17日から年末までの収益率を記載している。また、2025年については年初から8月末日までの収益率を記載している。

ポートフォリオにはベンチマークはない。

## 2 販売及び買戻しの実績

2025年8月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2025年8月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

クラス	販売口数	買戻口数	発行済口数
クラスA 受益証券 (米ドル建て)	5,951,215 (5,951,215)	1,075,821 (1,075,821)	15,706,088 (15,702,530)
クラスA 受益証券 (豪ドル建て)	372,373 (372,373)	636,292 (636,292)	3,711,432 (3,711,432)
クラスA 受益証券 (円建て)	1,377,766 (1,377,766)	6,423,970 (6,423,970)	16,028,902 (16,027,872)

(注1) ( ) の数は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 上記の各数値は、小数点以下を四捨五入して記載している。

(注3) 上記の各数値は、決済日を基準として算出されており、上記期間の末日時点において未決済の取引に関する受益証券の口数が算入されていない。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

a. 本書記載のファンドの邦文の中間財務書類(以下「邦文の中間財務書類」という。)は、ルクセンブルグにおける諸法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類(以下「原文の中間財務書類」という。)の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。ファンドの中間財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第328条第5項ただし書の規定が適用されている。

邦文の中間財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中の米ドル及び豪ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値である、1米ドル=146.92円及び1豪ドル=95.98円の為替レートが使用されている。

円換算額は、原文の中間財務書類には記載されていない。

b. 原文の中間財務書類は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。)から、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

## (1) 資産及び負債の状況

グローバル・アロケーション・ポートフォリオ  
純資産計算書(無監査)  
2025年7月31日現在

	注記	米ドル	千円
<b>資産</b>			
有価証券ポートフォリオ - 原価		344,932,688	50,677,511
未実現利益		97,101,666	14,266,177
有価証券ポートフォリオ - 時価	2 (a)	442,034,354	64,943,687
投資売却未収入金	2 (a)	141,696	20,818
ファンド受益証券販売未収入金	2 (a)	1,168,140	171,623
資産合計		443,344,190	65,136,128
<b>負債</b>			
当座借越	2 (a)	3,913,228	574,931
投資購入未払金	2 (a)	1,104,643	162,294
ファンド受益証券買戻未払金	2 (a)	158,368	23,267
未払費用及びその他の負債	2 (a), 4, 5, 6, 7	1,903,458	279,656
負債合計		7,079,697	1,040,149
純資産合計		436,264,493	64,095,979

41ページから46ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

## グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

## 3年間の純資産価額の要約(無監査)

2025年7月31日現在

	2025年7月31日現在		2025年1月31日現在		2024年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
純資産合計	436,264,493	64,095,979	368,225,454	54,099,684	300,340,270	44,125,992
1口当たり純資産額:						
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
クラスA無分配型受益証券	23.22	3,411	21.80	3,203	19.56	2,874
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
クラスA無分配型受益証券 (豪ドル建)	23.84	2,288	22.58	2,167	20.56	1,973
		(円)		(円)		(円)
クラスA無分配型受益証券 (日本円建)		132.68		127.28		120.26

41ページから46ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

## グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

## 損益計算書及び純資産変動計算書(無監査)

2025年7月31日に終了した期間

	注記	米ドル	千円
期首純資産		368,225,454	54,099,684
費用			
銀行支払利息	2 (c)	110	16
管理報酬	4	1,382,727	203,150
販売報酬	4	1,382,727	203,150
事務管理報酬	6	88,486	13,000
監査報酬		10,234	1,504
弁護士報酬		26,782	3,935
印刷費及びその他の報告費用		11,942	1,755
管理調整報酬	5	46,091	6,772
保管報酬	7	17,839	2,621
名義書換事務代行報酬		42,904	6,303
その他の報酬		21,069	3,095
費用合計		3,030,911	445,301
投資純損失		(3,030,911)	(445,301)
投資実現利得	2 (a), 2 (b)	4,671,401	686,322
投資実現損失	2 (a), 2 (b)	(10,762)	(1,581)
実現純損失:			
外国通貨取引及び為替予約	2 (d), 2 (e)	(1,247,264)	(183,248)
当期間の実現純利得		3,413,375	501,493

( 続く )

	注記	米ドル	千円
投資未実現利益の変動		23,289,307	3,421,665
投資未実現損失の変動		1,706,985	250,790
未実現利益の純変動：			
外国通貨取引及び為替予約	2 (d), 2 (e)	138	20
当期間の未実現利益の純変動		24,996,430	3,672,475
営業活動による純資産の増加		25,378,894	3,728,667
受益証券の増減			
受益証券の発行による正味受取額	2 (h)	64,236,822	9,437,674
受益証券の買戻による正味支払額	2 (h)	(21,576,677)	(3,170,045)
受益証券の増減による純資産の増加		42,660,145	6,267,629
期末純資産		436,264,493	64,095,979

41ページから46ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

## グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

## 発行済受益証券変動計算書(無監査)

2025年7月31日に終了した期間

	期首発行済 受益証券口数	発行受益証券 口数	買戻受益証券 口数	期末発行済 受益証券口数
クラスA無分配型受益証券	13,696,922	2,588,432	665,872	15,619,482
クラスA無分配型受益証券 (豪ドル建)	3,882,738	280,070	310,032	3,852,776
クラスA無分配型受益証券 (日本円建)	18,329,616	1,042,820	3,013,189	16,359,247

41ページから46ページ(訳者注:原文のページ)の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

## ( 2 ) 投資有価証券明細表等

## グローバル・アロケーション・ポートフォリオ

## 投資明細表（無監査）

2025年7月31日現在

保有高	銘柄	時価 (米ドル)	純資産比率 (%)
~ 集団投資スキーム ~			
	ルクセンブルグ		
3,130,460	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share~	367,359,467	84.21
3,073,368	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share AUD hedged~	60,043,341	13.76
1,427,690	BlackRock Global Funds - Global Allocation Fund X Class non-distributing share JPY hedged~	14,631,546	3.35
		442,034,354	101.32
集団投資スキーム合計		442,034,354	101.32
有価証券ポートフォリオ - 時価		442,034,354	101.32
その他の純負債		(5,769,861)	(1.32)
純資産合計 (米ドル)		436,264,493	100.00

~ 関連当事者のファンドに対する投資である。

グローバル・アロケーション・ポートフォリオは、「フィーダー・ファンド」として、ブラックロック・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるグローバル・アロケーション・ファンドのクラスXに投資している。直近のブラックロック・グローバル・ファンズ（グローバル・アロケーション・ファンドのクラスX無分配型投資証券、豪ドル建クラスX無分配型投資証券（ヘッジ有）及び日本円建クラスX無分配型投資証券（ヘッジ有）を含む。）の年次報告書及び財務諸表（監査済）並びに半期報告書及び財務諸表（無監査）の写しは、www.blackrock.comにて、又は要求に応じてブラックロック・グローバル・ファンズの登記上の事務所及び各国のブラックロック投資家サービス・チームから入手可能である。ブラックロック・グローバル・ファンズの登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、ユージェーヌ・リュペール通り 2 - 4 番に所在している。

## セクター別内訳

2025年7月31日現在

	純資産比率 (%)
集団投資スキーム	101.32
有価証券ポートフォリオ - 時価	101.32
その他の純負債	(1.32)
	100.00

41ページから46ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、当財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)

## ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ

## 財務諸表に対する注記

2025年7月31日現在

## 1 組織

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「当ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型契約型投資信託（*fonds commun de placement*）である。当ファンドは、投資信託に関連した2010年12月17日付の法律（改正後）（以下「2010年法」という。）のパートに基づいて設定されている。当ファンドは、2011年6月8日付の欧州議会及び理事会のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU指令第2011/61号（以下「AIFMD」という。）、並びにオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付のルクセンブルグの法律（改正後）（以下「2013年法」という。）に準拠して、オルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）としての資格を有している。

管理会社は、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド（以下「AIFM」という。）をオルタナティブ投資ファンド運用会社に任命した。AIFMは、当ファンドに対して投資運用サービス（ポートフォリオ及びリスク管理機能を含む。）の提供及び斡旋を行う。AIFMは、AIFMDの要求が適用されるが、同社の機能、パワー、裁量、職務、及び義務を委任する権利を有している。

2025年7月31日現在、当ファンドは、4つのポートフォリオの受益証券を販売している。これらは、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ、世界株式インカム・ポートフォリオ、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンド（以下それぞれを「ポートフォリオ」、総称して「全ポートフォリオ」という。）である。各ポートフォリオは、異なる投資目的を持ち、異なる種類の投資に投資を行っている。

各ポートフォリオは、独立した資産プールであり、各ポートフォリオの独立した受益証券で表象される。独立した受益証券は、47ページ（訳者注：原文のページ）に詳述の通り、受益証券クラスに細分化されている。

各受益証券クラスは全ポートフォリオに対して同等の権利を有しているが、特徴及び手数料の構造はそれぞれ異なり、これについては当ファンドの目論見書において詳述している。

## 当期間の重要な事象

- ・ 当期間において、重要な事象はなかった。

## 2 重要な会計方針の要約

財務諸表は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則、並びにルクセンブルグの投資会社に関するルクセンブルグの当局によって規定された財務諸表の作成に関連する法律上及び規制上の要求に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

## (a) 投資及びその他の資産の評価

当ファンドの投資及びその他の資産は以下のように評価されている。

マネー・マーケット以外のポートフォリオ

- ・ ターム・ローンは、証券取引所に上場されていない。純資産価額（以下「NAV」という。）の決定において、ポートフォリオは、AIFMが承認した価格決定機関により提供されるターム・ローンの評価額を利用する。通常、価格決定機関は、相場が容易に入手できる場合には、買呼値でターム・ローンの評価額を評価する。相場が容易に入手できないターム・ローンの場合には、価格決定機関が評価額決定のための価格決定マトリックスを使用して決定した一貫性のある公正な市場価値で評価している。価格決定機関の方法及び評価方法は、AIFMの全般的な監督のもと、関連するポートフォリオの投資顧問会社（以下「投資顧問会社」という。）のレビューを受ける。AIFMは、価格決定機関の利用がターム・ローンの評価額決定の公正な方法であると誠実に判断している。
- ・ 組入証券は、持分証券、債券及びその他の債務商品（短期債券を除き、上場証券を含む。）で構成されている。これらの有価証券は、1つ又は複数の価格決定機関が市場情報や、類似の証券取引、機関トレーダー間で一般に認識されている証券間の多様な関係性を用いて通常の機関投資家の取引規模を単位として決定した価格に基づき評価される。
- ・ 証券取引所に上場されている又はその他の規制市場で取引されている組入証券は、世界株式インカム・ポートフォリオ（評価日現在のルクセンブルグ時間午後4時（以下「4PM CET」、又は各場合において「関連時刻」という。）時点で入手可能な最終の価格で評価される。）を除き、評価日の直前営業日の営業終了時点で入手可能な最終の当該取引所又は市場の価格で評価される。ある特定の有価証券について取引がなかった場合の有価証券の価額は、関連時刻において入手可能な

直近の買呼値とするか、一定の場合には、当該有価証券の主要な市場である取引所の直近の取引価格、又はNASDAQ等の店頭（以下「OTC」という。）市場が主要な市場である上場有価証券については直近の買呼値で評価される。

- ・ オープン・エンド型の集団投資スキームに対する投資は、当該集団投資スキームの受益証券の直近の入手可能な純資産価額で評価される。
- ・ 証券取引所に上場されていない又はその他の規制市場で取引されていない固定利付証券は、1つ又は複数のディーラー又は価格決定機関から入手した利用可能な直近の買呼値又は利回り相当額により評価される。OTC市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の買呼値で評価される。複数の取引所で取引されている有価証券は、AIFMにより又はその指示により主要な市場に指定された取引所に基づいて評価される。OTC市場及び証券取引所の両方で取引されている組入証券は、最も活発な、最も代表的な市場に従って評価される。
- ・ AIFMは、市場相場を容易に入手できない又は独立の市場相場が公正な市場価値を反映していないと判断する場合には、適用法に従い当該資産又は負債の公正な市場価値を算定している。資産又は負債の価格算定にあたり、AIFMは（資産の種類等の要因に応じて）1つ又は複数の公正価値評価手法を使用し得る。例えば、資産の価格を、投資の当初取得原価を基に算定する場合や、独自の又は第三者のモデルを使用する場合もある。このモデルには、直接ポートフォリオ管理の価格算定インプットに基づくモデルや、資産及び/又は負債の評価時にAIFMが考慮する複数の要因の重要性及び一定の仮定を反映したモデルがある。また、AIFMは、資産及び/又は負債（又は関連若しくは同等の資産及び/若しくは負債）について実際に行われた過去の取引価格を評価の基礎として使用する、又は適切な場合には第三者が評価した類似資産及び/又は負債の評価額を使用する場合もある。

2025年7月31日現在の公正価値調整を行った一部の有価証券の時価は、下表に開示の通りである。

ポートフォリオ	通貨	公正価値で 測定された 有価証券の時価	純資産比率 (%)
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	米ドル	349,397	0.17

公正価値で測定された有価証券は、投資明細表において「\*」で示されている。

#### スーパー・マネー・マーケット・ファンド

- ・ AIFMは、募集及び買戻の目的で計算されるスーパー・マネー・マーケット・ファンドの受益証券1口当たりの価格を、合理的に可能な範囲で、マネー・マーケット・ファンド規制（以下「MMFR」という。）に従い、1米ドル（以下「安定NAV」という。）に安定させる手続を確立している。NAVは小数点以下四捨五入、又は当該金額相当の通貨とする。
- ・ このポートフォリオに組み入れられた有価証券及びマネー・マーケット商品は、償却原価に基づいて評価される。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、その後は、金利変動が当該商品の市場価値に与える影響に関係なく、ディスカウント又はプレミアムを満期まで均等償却する。この方法は評価に確実性を与えるが、償却原価により決定された価額が、その商品を売却した場合にスーパー・マネー・マーケット・ファンドが受け取るであろう価格を上回る又は下回る期間を生じさせることがある。
- ・ このポートフォリオは、短期公債CNAV MMFに分類されており、MMFRの規定に準拠している。これに伴い、AIFMは、慎重かつ厳格な流動性管理手続を新たに導入し、当該ポートフォリオに適用されるあらゆる流動性基準への遵守を確保している。
- ・ このポートフォリオの資産の流動性が十分である（合理的に予見可能な買戻に対応可能であり、割引価格での無理な現金化は行わない）かの判断を行うため、当該ポートフォリオの資産のボラティリティを頻繁にモニターしている。また、AIFMは、以下の方法のうち1つ又は複数を適用し得る。

<sup>20</sup>/<sub>23</sub> 買戻に対して流動性手数料を賦課する。流動性手数料には、ポートフォリオが流動性を維持するためのコストを適切に反映させ、当該期間に他の受益者が受益証券の買戻請求を行った場合に、ポートフォリオに残る受益者が不当に不利益を被らないようにする。

<sup>20</sup>/<sub>23</sub> 90日の期間のうち停止期間の合計が15日を超える場合、スーパー・マネー・マーケット・ファンドは自動的に短期公債CNAV MMFではなくなり、AIFMはその旨を受益者に通知するものとする。

<sup>20</sup>/<sub>23</sub> このポートフォリオの管理会社の取締役会は、上記取決めに関する方針を決定後、その詳細をポートフォリオの所管官庁に直ちに報告するものとする。

<sup>20</sup>/<sub>23</sub> 買戻に関するゲート条項を設定する。これにより、最大15日間、1営業日における受益証券の買戻額を当該ポートフォリオの受益証券の最大10%までに制限する。

20  
23 最大15日間の買戻停止

20  
23 M M F R 第24項(2)に定められた義務を履行する以外の緊急措置を講じない。

- このポートフォリオは、シャドーNAV（このポートフォリオに組み入れられている有価証券及びマネー・マーケット商品の時価に基づく評価額）を算定している。MMFRの規定に従い、1口当たり安定NAVと時価により算定した1口当たりNAVとの差額をモニターするとともに、MMFRのウェブサイト（<https://www.blackrock.com/cash/en-lm/client-reporting>）に毎日公表している。

#### 全ポートフォリオ

- 現金は額面金額で評価される。
- レポ契約及びリバース・レポ契約は、取得原価に経過利息を加算して評価される。レポ契約及びリバース・レポ契約に関連する債権債務の残高は、それぞれ純資産計算書の「投資売却未収入金」及び「投資購入未払金」に計上されている。リバース・レポ契約に係る未収利息は、純資産計算書の「未収利息及び未収配当金」に計上されている。
- マネー・マーケット商品等の流動性資産は償却原価に基づいて評価される。
- 特に未収利息及び未収配当金、投資売却未収入金並びにファンド受益証券販売未収入金等の資産は額面価額で評価される。
- 特に投資購入未払金、ファンド受益証券買戻未払金、未払利息及び未払分配金等の負債は額面価額で評価される。

#### (b) 投資実現利得及び損失

投資売却に係る実現利得及び損失は、平均原価法に基づき算定されている。

#### (c) 投資からの収益 / 費用

当ファンドは、以下の基準で投資からの収益を貸方計上している。

- 受取利息は毎日未収計上され、これには、定額法に基づくプレミアムの償却及びディスカウントの増価が含まれている。
- 銀行受取利息は発生主義に基づき認識され、これには、リバース・レポ契約に係る受取利息が含まれている。
- 受取配当金は権利落日に計上され源泉税控除後で表示される。
- リバース・レポ取引に係る収益は、損益計算書の「銀行受取利息」に計上されている。

#### (d) 金融デリバティブ商品

当期間に、当ファンドは多くの為替予約及び先物契約を締結した。未決済の先物契約は決算日に契約を評価するため公正な市場価値で評価される。これら及び評価された未決済の契約から生じる評価益 / 評価損は未実現利益 / (損失) に計上されるとともに、純資産計算書の資産又は負債のいずれかに計上されている。未実現利益又は損失の純変動並びに為替予約及び先物契約の決済又は反対売買による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

当期間に、当ファンドは、ある商品から発生するリターンと他の投資から発生するリターンを交換するスワップ取引を締結した。当ファンドはクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）を売建て又は買建てることができる。当ファンドがCDSを売建て及び / 又は買建ての場合、信用事象（契約において事前に定められる。）発生時の偶発的支払いと引き換えに、一連のプレミアムが当ファンドに対して又は当ファンドから支払われる。このプレミアムはCDSのコストに含まれている。可能な場合は、スワップは第三者の価格決定業者から入手される日々の価格に基づき時価評価され、実際のマーケット・メーカーと照合される。このような相場が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーによる日々の相場に基づき価格決定される。いずれの場合も、相場の変動は、損益計算書及び純資産変動計算書における未実現利益又は損失の純変動として計上される。スワップの満期又は終了時の実現純利得又は損失及びスワップに関連して稼得した利息は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオでは、組入証券について、株式市場又はその個々の業種において予想される通常の価格下落の影響をヘッジするために、株価指数コール・オプションの売却及び株価指数プット・オプションの購入を行う場合がある。指数オプションは、契約当事者が、行使時又は割当時に、指数の終値とオプションの行使価格との差額に所定の倍数を乗じた額の現金を支払う又は受領する点を除き、有価証券オプションに類似する。株価指数オプションを利用したヘッジの有効性は、主にオプションの原指数値の変動とポートフォリオのヘッジ対象部分の変動の間の相関度に左右される。とりわけ、転換証券に関する相関度は、組入証券の市場価値がその転換価値に起因する程度に影響を受ける。未実現利益又は損失の純変動及びオプションの満期時又は反対売買時の実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

## (e) 外貨換算

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資の原価は、購入日現在の実勢為替レートで換算されている。各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての投資及びその他の資産の市場価値は、2025年7月31日現在のルクセンブルグにおけるポートフォリオの評価時刻現在の実勢為替レートで換算されている。未実現利益又は損失の純変動並びに各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建てのその他の資産又は負債の処分又は決済による実現純利得又は損失は、損益計算書及び純資産変動計算書に表示されている。

各ポートフォリオの名称となっている通貨以外の通貨建ての収益及び費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

為替レートが異なっているのは、ポートフォリオ間で価格決定マトリックス及び評価時点が異なるためである。下表には、グローバル・アロケーション・ポートフォリオ及び世界株式インカム・ポートフォリオに関しては2025年7月31日の4PM CET時点の為替レートを、インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンドに関しては2025年7月30日の5PM CET時点の為替レートを表示している。

以下の為替レートは、2025年7月31日現在、全ポートフォリオに関して、各ポートフォリオの基準通貨以外の通貨建ての投資並びにその他の資産及びその他の負債の換算に使用されている。

	グローバル・アロケーション・ポートフォリオ及び世界株式インカム・ポートフォリオ	インカム・ストラテジー・ポートフォリオ及びスーパー・マネー・マーケット・ファンド
通貨	米ドル	米ドル
豪ドル	0.643500	0.643850
カナダ・ドル	0.721943	0.723301
スイス・フラン	1.228275	1.231451
デンマーク・クローネ	0.152901	0.153378
ユーロ	1.141050	1.144550
英ポンド	1.318851	1.323350
インドネシア・ルピア	0.000061	0.000061
インド・ルピー	0.011416	0.011416
日本円	0.006642	0.006645
韓国ウォン	0.000721	0.000721
シンガポール・ドル	0.770001	0.770802
新台湾ドル	0.033504	0.033504

## (f) 合算財務諸表

当ファンドの合算財務諸表は米ドル建で表示され、異なる全ポートフォリオの財務諸表の合計を含んでいる（訳者注：原文10ページ及び12ページの「BlackRock Global Investment Series Combined」の列を示している。）。

## (g) 繰延創立費

繰延創立費は資産化され、定額法により5年間にわたって償却される。2025年7月31日現在、全ポートフォリオが繰延創立費を償却済みである。

## (h) 収益の平準化

各ポートフォリオは、受益証券の販売及び買戻しのみを理由として受益証券1口当たり未分配投資純利益が変動することを防止するために、平準化の会計慣行を採用している。これは、関連するポートフォリオの平準化勘定を維持することによって達成される。販売された受益証券の収入のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に貸方計上され、買い戻された受益証券の支払額のうち受益証券1口当たり未分配投資純利益に相当する部分が平準化勘定に借方計上される。ポートフォリオによって宣言された分配金の一部は、過去に平準化勘定に貸方計上された金額で構成される場合がある。投資家に報告される利回りには、純利益から支払われた金額だけでなく平準化勘定から支払われた金額が含まれる場合がある。

収益の平準化は、損益計算書及び純資産変動計算書の受益証券の増減に含まれている。

### 3 管理会社及び投資顧問会社

#### (a) 管理会社

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、当ファンドの管理会社である。管理会社は、運用規則に従い、対象受益者専用口座の当ファンドのポートフォリオを運用することに合意している。管理会社は、保管会社及び必要に応じてその他のエージェント（日本国内外の当ファンドの受益証券の販売会社を含む。）を任命しており、販売会社の選任は総販売会社に委任している。

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は金融監督委員会（*Commission de Surveillance du Secteur Financier*）（以下「CSSF」という。）により規制されている。

#### (b) AIFM

管理会社は、AIFMDの意義の範囲内で当ファンドに対して投資運用サービス（ポートフォリオ及びリスク管理機能を含む。）の提供及び斡旋を行うため、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドをオルタナティブ投資ファンド運用会社に任命している。AIFMは、AIFMDの要求が適用されるが、同社の機能、パワー、裁量、職務、及び義務を委任する権利を有している。

AIFMは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社であり、アイルランド中央銀行の認可を受けている。

AIFMは、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中から支払いを受ける。

#### (c) 投資顧問会社

AIFMが全面的に責任を負うことを条件として、各ポートフォリオは投資顧問会社による投資顧問サービスを受けている。

ポートフォリオ	投資顧問会社
グローバル・アロケーション・ポートフォリオ	ブラックロック・ジャパン株式会社
世界株式インカム・ポートフォリオ	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
インカム・ストラテジー・ポートフォリオ	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
スーパー・マネー・マーケット・ファンド	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク

投資顧問会社はブラックロック・グループの一部を形成している。

投資顧問会社は、注記4に記載の通り、管理会社に対して支払われた管理報酬の中からそれぞれ支払いを受ける。

### 4 管理報酬及び販売報酬

#### (a) 管理報酬

当期間において、当ファンドは管理会社に対し管理報酬を支払った。

管理報酬の水準はNAVの年率0.33%から0.75%の範囲である。ただし、クラスF受益証券については例外であり、管理報酬を支払わないが、別途の取決めに基づき投資顧問会社又は関係会社に報酬を支払う。管理報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、月次で支払われる。当ファンドのAIFM及び投資顧問会社に対する報酬は、管理会社が負担しており、管理報酬から支払われる。

#### (b) 販売報酬

管理会社はまた、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド（以下「総販売会社」という。）との間で販売契約を締結している。総販売会社は、米国外での受益証券の販売については、日本の販売会社（3ページから4ページ（訳者注：原文のページ）に開示）等の一定の販売会社と契約上の取決めを締結する場合がある。

販売報酬の水準はNAVの年率0.1667%から1.00%の範囲である。ただし、クラスAD受益証券、クラスD受益証券、クラスF受益証券及びインスティテューショナルI受益証券については販売報酬を支払っていない。販売報酬の水準は、投資家がどのポートフォリオ及び受益証券クラスを購入するかにより異なる。当該報酬は、関連するポートフォリオのNAVに基づき日次で発生し、四半期ごとに支払われる。

各ポートフォリオの受益証券クラス1口当たりの管理報酬及び販売報酬は、当ファンドの目論見書に詳細が開示されている。

#### 5 管理調整報酬

管理会社は、ブラックロック・オペレーションズ(ルクセンブルグ)エス・エー・アール・エル(以下「BROL」という。)との間で契約を締結しており、これに従ってBROLは、管理会社の取締役会の指示により、当ファンドのために一定の法人サービス及び管理調整サービスを提供する。

管理調整報酬の料率は、当ファンドの日々の平均NAVの年率0.025%である(クラスF受益証券を除く)。BROLはブラックロック・インクの完全子会社であり、投資顧問会社の関係会社である。

#### 6 事務管理報酬

管理契約に従った全般的な事務管理業務(これらのサービスには通常の報酬が課される。)によりルクセンブルグの本部において管理会社を支援するため、管理会社は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHをルクセンブルグにおける当ファンドの事務管理代行会社に任命している。

#### 7 保管報酬

管理会社は、保管会社であるステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHルクセンブルグ支店と保管契約を締結している。

保管契約は、費用又は分配金の支払いのためにトレーディング勘定又は営業勘定において保有する現金(他の銀行において保持される場合がある。)を除く、当ファンドのすべての有価証券及び現金を、保管会社が保有する、又は資金を継続的に管理する保管会社により承認された他の銀行の翌日物コール勘定又は定期預金に管理会社が現金を入れている場合には保管会社の指図に従う旨を規定している。保管会社は、当ファンドのために購入又は売却された有価証券の元本及びそれに係る収益の回収、並びにこれに関する支払及び収入の回収に責任を負う。AIFM及び当ファンドによるAIFMDへの準拠と同様に、AIFMDに基づく保管会社の役割には、受益証券保有者保護の充実のほか、当ファンド資産の分別管理と当ファンドのすべての金融商品、現金、及びその他の資産の保管責任(以下「分別保管機能」という。)が含まれることになった。

保管会社は、当ファンドの純資産に対し年率で表される通常の料率に従って、これらのサービスに関する報酬を当ファンドに請求する。保管会社は1社以上の取引銀行を定める場合があり、保管会社が米国における取引銀行を確保することが期待されている。この報酬は当ファンドが負担する。また分別保管機能の一環として、保管会社は、保管する金融商品の紛失について当ファンドに対して責任を負う。

#### 8 関連当事者との取引

管理会社、総販売会社、AIFM、管理調整会社及び投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立された会社のブラックロック・インクである。

当年度中、通常の業務範囲外又は通常の取引条件外の重要な取引は行われていない。

#### 9 税金

現行のルクセンブルグの法律及び慣習に基づき、当ファンドはルクセンブルグにおける通常の所得税又はキャピタル・ゲイン税を課されず、当ファンドにより支払われる分配金もルクセンブルグの源泉税の対象とならない。ただし、当ファンドは、2010年法に従い年次税(taxe d'abonnement)の対象になっており、暦年の各四半期末現在の各ポートフォリオのNAVに対して年率0.05%が課される(スーパー・マネー・マーケット・ファンド及び2010年法第174条の意義の範囲の機関投資家向けポートフォリオ又は受益証券クラスについては、年率0.01%の軽減税率が課される。)

2025年7月31日終了期間では、グローバル・アロケーション・ポートフォリオはルクセンブルグの税金を支払っていないが、これは既にルクセンブルグの年次税の対象となっている他の集団投資に当ポートフォリオが保有する資産について年次税の支払を行っていないためである。

諸外国の税法に基づいて、利息、配当及びキャピタル・ゲインに対し、様々な税率で源泉税が課される場合がある。

#### 10 分配金

##### スーパー・マネー・マーケット・ファンド

純収益(未払費用控除後の発生利息収益)が各評価日の分配金となり、1口当たりNAVの日次の算定直前に記録されていた受益証券保有者を対象に、各評価日現在発行済みの全受益証券に関して宣言される。これは、常に、ルクセンブルグ時間の午後12時より前に決済された受益証券の申し込みについて、この日から当該受益証券が分配金の権利を得ること、及び買い戻された受益証券は当該買戻の決済日に宣言された日次の分配金を受け取る権利がないことを条件としている。

マネー・マーケット・ポートフォリオ以外

関連する他のポートフォリオの純収益は、(i)発生利息、稼得した割引（当初発行時及び市場でのディスカウント時の両方を含む。）又はその他の稼得した収益から、(ii)ポートフォリオの見積費用（管理報酬を含む。）を控除した額で構成されている。宣言された各分配金について、管理会社の取締役会は、その分配金を、未分配投資純利益から支払うか、実現及び未実現キャピタル・ゲインから支払うか、またどれくらい支払うか、平準化勘定の貸方又は借方純額につきそれぞれ増額又は減額するかどうかを決定することができる。

#### 11 信用枠

2025年7月31日現在、インカム・ストラテジー・ポートフォリオは、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーの信用枠40,000,000米ドルを使用する権利を有していた。2025年7月31日現在、当該信用枠からの引出額は3,000,000米ドルであった。

ローン・コミットメント費用は、当該信用枠に関連して日次で費用計上し、損益計算書及び純資産変動計算書に含めている。ローン・コミットメント費用の内訳としては、信用枠の未使用部分に対しては0.15%、使用部分に対してはフェデラル・ファンド実効金利又は翌日物銀行調達金利（いずれか高い方）にマージン・スプレッド0.90%を上乗せした利率が課される。

コミットメント費用は、損益計算書の「ローン・コミットメント費用」に開示されている。

#### 12 ブローカーに対する債権 / 債務

全ポートフォリオは、多様な相手先とデリバティブ取引を行っている。為替予約及びスワップ取引の相手先は投資明細表に表示されている。

相手先の当ファンドに対するエクスポージャー又は当ファンドの相手先に対するエクスポージャーをカバーするため、スワップに係る現金担保を支払又は受領している。

純資産計算書のブローカーに対する債権 / 債務は、当ファンドの清算ブローカー及び様々な相手先に対して支払った / 相手先から受領した現金担保及び証拠金で構成されている。

ファンド	通貨	ブローカーに対する デリバティブ商品 に係る債権	ブローカーに対する デリバティブ商品 に係る債務
インカム・ストラテジー・ポート フォリオ	米ドル	537	-

## 13 後発事象

管理会社取締役会の見解では、財務諸表日後財務諸表承認日までの間に、2025年7月31日終了期間の財務諸表に重要な影響を与える後発事象は発生していない。

## 14 承認日

当財務諸表は、2025年9月23日に管理会社の取締役会の承認を得ている。

[次へ](#)

## 付録 - 受益証券クラス（無監査）

## 発行済受益証券クラス

2025年7月31日現在、当ファンドは以下の受益証券クラスを提供している。

---

クラスA

---

米ドル建クラスA分配型受益証券

---

シンガポール・ドル建クラスA分配型受益証券（ヘッジ有）

---

豪ドル建クラスA無分配型受益証券

---

日本円建クラスA無分配型受益証券

---

米ドル建クラスA無分配型受益証券

---

クラスA D

---

米ドル建クラスA D分配型受益証券

---

クラスB

---

米ドル建クラスB分配型受益証券

---

クラスC

---

米ドル建クラスC分配型受益証券

---

クラスA 受益証券

---

米ドル建クラスA分配型受益証券

---

クラスB 受益証券

---

米ドル建クラスB分配型受益証券

---

クラスF<sup>1</sup>

---

米ドル建クラスF分配型受益証券

---

インスティテューショナルI 受益証券<sup>1</sup>

---

米ドル建インスティテューショナルI分配型受益証券

---

クラスJ

---

米ドル建クラスJ分配型受益証券

---

<sup>1</sup> 機関投資家が利用可能

## 販売開始した受益証券クラス

当期間に販売開始した受益証券クラスはなかった。

## 販売終了した受益証券クラス

当期間に販売終了した受益証券クラスはなかった。

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

管理会社の資本金は、50万米ドル（約7,346万円）で、2025年8月末日現在全額払込済である。なお、1株12.5米ドル（約1,837円）の記名株式40,000株を発行済である。

### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ファンドの管理および運用を行う。管理会社は、ファンドの管理業務を、管理事務代行会社ならびに登録・名義書換事務代行会社および支払事務代行会社に委託しており、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行に委託している。

2025年8月末日現在、管理会社は、ルクセンブルグ籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託であるブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズの4本のポートフォリオを管理している。ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ全体の純資産総額は、4,100,149,001.43米ドルである。

### (3) その他

管理会社の親会社であるブラックロック・インクおよびその多数の子会社（以下、総称して「ブラックロック」という。）は、その時々において、通常の業務過程で生じる業務上の訴訟の対象となっている。過去の訴訟のいずれも、ブラックロックの業務に重大な影響を及ぼしたことはなく、また現在係属中の訴訟のいずれも、かかる重大な影響を及ぼすことはない見込みである。

上記を除いて、本書提出日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

## 5 管理会社の経理の概況

a. 本書記載の管理会社の邦文の中間財務書類(以下「邦文の中間財務書類」という。)は、欧州連合が承認した国際財務報告基準に準拠して作成された原文の中間財務書類(以下「原文の中間財務書類」という。)の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。管理会社の中間財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第328条第5項ただし書の規定が適用されている。

邦文の中間財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の中間財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル=146.92円の為替レートが使用されている。

円換算額は、原文の中間財務書類には記載されていない。

b. 原文の中間財務書類は、外国監査法人等(「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)から、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

## ( 1 ) 資産及び負債の状況

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー  
財政状態計算書（無監査）  
2025年6月30日現在

	注記	2025年6月30日現在		2024年12月31日現在	
		千米ドル	千円	千米ドル	千円
<b>資産</b>					
<b>非流動資産</b>					
金融資産	6	941	138,252	923	135,607
<b>流動資産</b>					
売掛金及びその他の債権	7	8,523	1,252,199	8,549	1,256,019
現金及び現金同等物		1,979	290,755	1,899	279,001
		<u>10,502</u>	<u>1,542,954</u>	<u>10,448</u>	<u>1,535,020</u>
資産合計		<u>11,443</u>	<u>1,681,206</u>	<u>11,371</u>	<u>1,670,627</u>
<b>資本及び負債</b>					
<b>資本</b>					
資本金	8	500	73,460	500	73,460
その他の剰余金	9	387	56,858	286	42,019
利益剰余金		3,458	508,049	3,189	468,528
資本合計		<u>4,345</u>	<u>638,367</u>	<u>3,975</u>	<u>584,007</u>
<b>流動負債</b>					
買掛金及びその他の債務	10	7,098	1,042,838	7,396	1,086,620
資本及び負債合計		<u>11,443</u>	<u>1,681,206</u>	<u>11,371</u>	<u>1,670,627</u>

2025年8月27日に取締役会の承認を得て、下記の者が代表して署名した。

\_\_\_\_\_  
ベンジャミン・グレグソン  
取締役

\_\_\_\_\_  
ジョナサン・グリフィン  
取締役

3ページから8ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、法定外の当中間財務諸表（無監査）の不可欠な一部である。

## ( 2 ) 損益の状況

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー  
損益計算書（無監査）

2025年1月1日から2025年6月30日までの期間

	注記	2025年1月1日から 2025年6月30日までの期間		2024年12月31日 終了年度	
		千米ドル	千円	千米ドル	千円
収益	3	11,443	1,681,206	21,747	3,195,069
売上原価		(11,062)	(1,625,229)	(21,019)	(3,088,111)
売上総利益		381	55,977	728	106,958
管理費用		(39)	(5,730)	(83)	(12,194)
営業利益	4	342	50,247	645	94,763
金融収益		18	2,645	42	6,171
デリバティブ金融商品に係 る純利得/(損失)		8	1,175	(19)	(2,791)
税引前利益		368	54,067	668	98,143
法人所得税費用	5	-	-	(210)	(30,853)
当期間/当期純利益		368	54,067	458	67,289

上記の業績は、すべて継続事業から生じたものであった。

3ページから8ページ（訳者注：原文のページ）の注記は、法定外の当中間財務諸表（無監査）の不可欠な一部である。

## ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー

## 中間財務諸表に対する注記（無監査）

2025年1月1日から2025年6月30日までの期間

## 1 全般的情報

ブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エー（以下「当社」という。）は、ルクセンブルグで設立し同地を拠点とする、非公開有限責任株式会社である。

当社の登記上の事務所の住所は、以下の通りである。

ルクセンブルグ大公園 ルクセンブルグ L - 1855 ジェイ・エフ・ケネディ通り 35A番（35A, Avenue J.F. Kennedy, Luxembourg L-1855, Grand Duchy of Luxembourg）

当社の主な事業は、ルクセンブルグの投資信託への投資顧問・事務管理サービスの提供、及びこれらのファンドに対する持分の分割できない共有権者であることの証書又は文書の発行を行うことである。

当社は、商業登記簿（Registre de Commerce et des Sociétés）に登録しており、金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）による規制の対象下にある。また当社は、日本におけるファンド取引の結果として、日本の金融庁が課す最低所要自己資本比率の対象となっている。当社は、2022年6月に更新されたルクセンブルグ・ファンド協会（以下「ALFI」という。）の行動規範に定められた原則を遵守している。

当期において当社の主な事業に重要な変更はなく、取締役は2025年度も主な事業活動を継続する予定であることを提案している。

ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズ（以下「当該ファンド」という。）は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会・理事会指令（2011/61/EU）（以下「AIFMD」という。）、及びオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日付ルクセンブルグ法が定めるオルタナティブ投資ファンドに該当する。

当社は、当該ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用者ではなく、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド（以下「AIFM」という。）を任命し、AIFMがAIFMDに規定される当該ファンドのポートフォリオ管理及びリスク管理機能を担っている。AIFMは、アイルランド中央銀行の認可を受けている。

## 当社の取締役

当期間に取締役であった者は以下の通りである。

スヴェトラナ・プトピナ

ジョアン・フィッツジェラルド

リチャード・ガードナー

ベンジャミン・グREGSON

ジョナサン・グリフィン

マイケル・レナー

レオン・シュワブ

法定外の当中間財務諸表（無監査）は、2025年8月27日に取締役会により発行の承認を受けている。

## 2 会計方針

法定外の当中間財務諸表（無監査）の作成に適用した重要な会計方針は、2024年12月31日終了年度の財務諸表（監査済）に適用したものと同一であり、これらはすべて当期間を通じて首尾一貫して適用している。

### 作成の基礎

法定外の当中間財務諸表（無監査）は、欧州連合が採択した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）及びIFRS解釈指針委員会の解釈指針の認識及び測定の原則に準拠して作成している。

### 継続企業の前提

継続企業の前提を評価する上で、取締役は様々な要因（当社の財政状態及び特に重要な正味現金ポジションを含む。）を考慮している。報告日現在、当社は、翌12ヶ月間に見込まれる資金需要を賄うことができる十分な既存資金を有している。これに加えて、事業から資金を生成する能力の実績から、取締役は、当社が事業リスクを首尾よく管理できる状態にあると確信している。

適切な調査の結果、取締役は、当社が予見可能な将来、少なくとも本報告書日から12ヶ月間は事業を継続させるための十分な資力を有していると合理的に予測している。このため、取締役は、法定外の当中間財務諸表（無監査）の作成において継続企業の前提を引き続き適用している。

## 3 収益

	（単位：千米ドル）	
	2025年1月1日から 2025年6月30日までの 期間	2024年12月31日 終了年度
投資管理報酬及び販売報酬	11,443	21,747

収益の分解に関する情報は、以下の通りである。

	（単位：千米ドル）	
	2025年1月1日から 2025年6月30日までの 期間	2024年12月31日 終了年度
投資形態毎の内訳：		
現金運用	7,367	14,375
株式	264	451
債券	1,127	2,312
複合資産	2,685	4,609
収益合計	11,443	21,747

### 契約資産

契約資産は、サービスと交換に受け取る対価に対する当社の条件付権利であり、主にサービスと交換に受け取る未だ請求を行っていない未収収益に関連するものである。これは、注記6で未収収益として開示している。

## 4 営業利益

以下を控除して表示している。

（単位：千米ドル）

	2025年1月1日から 2025年6月30日までの 期間	2024年12月31日 終了年度
為替差損/(益)	16	(25)

## 5 法人所得税

当社はルクセンブルグの法人所得税、地方事業税及び富裕税の対象となっている。当社が属する連結納税主体の一員として当社に配分された費用（法人所得税、地方事業税及び富裕税）は、以下の通りである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年1月1日から 2025年6月30日までの 期間	2024年12月31日 終了年度
当期税金		
ルクセンブルグの法人税	-	207
ルクセンブルグの法人税の過年度の修正	-	3
	-	210

当期間の税引前利益に対する税額は、ルクセンブルグの法人税の標準税率24.94%（2024年度：24.94%）よりも低い（2024年度：高い）。

差異の調整は以下の通りである。

	(単位：千米ドル)	
	2025年1月1日から 2025年6月30日までの 期間	2024年12月31日 終了年度
税引前利益	368	668
標準税率での法人税	88	167
財政状態計算書上の税額の換算により生じる未認識の 為替差損益による当期税金の増加/(減少)	(92)	40
連結納税の影響による増加	4	-
過年度の修正による当期税金の増加	-	3
税金費用合計	-	210

当社は、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）の第2の柱のモデルルール（グローバル税源浸食防止規則、又は「G10BE」という。）の適用範囲にある。第2の柱のルールは、当社の設立の地であり、事業活動を行っている法定管轄区域のルクセンブルグで、2024年1月1日に発効された。

第2の柱のルールに基づいて、当社は、法定管轄区域毎のG10BEの実効税率と15%の最低税率との差額に対して上乘せするトップアップ税額を支払う義務を負う場合がある。

当年度における当社の第2の柱の当期税金費用はゼロであった（2024年度：ゼロ）。当社は、2023年5月に公表されたIAS第12号の修正に規定されている通り、第2の柱の法人所得税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債に関する認識及び情報の開示に対する例外規定を適用している。

## 6 金融資産

	(単位：千米ドル)	
	2025年6月30日現在	2024年12月31日現在

## 非流動金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

941

923

## 非流動金融資産の増減

(単位：千米ドル)

2025年6月30日現在

2024年12月31日現在

## 取得原価

1月1日現在

923

881

増加

18

42

6月30日現在

941

923

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、ブラックロック・グローバル・インベストメント・シリーズのスーパー・マネー・マーケット・ファンドに対する当社の持分である。増加は、分配金の再投資である。

## 7 売掛金及びその他の債権

(単位：千米ドル)

2025年6月30日現在

2024年12月31日現在

関連当事者に対する債権

747

428

未収収益

7,697

8,053

前払債権

77

68

その他の債権

2

-

8,523

8,549

すべての売掛金及びその他の債権は1年以内に期限到来予定である。

## 8 資本金

## 割当済・全額払込済株式

	2025年6月30日現在		2024年12月31日現在	
	千株	千米ドル	千株	千米ドル
普通株式 1株当たり12.50米ドル	40	500	40	500

## 9 その他の準備金

## 法定準備金

ルクセンブルグの会社は、法定準備金が発行済資本金の10%に達するまで、最低でも年間純利益（前期繰越損失控除後）の5%を法定準備金に繰り入れることが要求されている。

当該準備金は、会社の存続期間中は、現金配当その他の形で分配することはできない。

すでに上限額である50千米ドルに達していたため、当期間又は前年度に繰入れは行っていない。当該準備金は、財政状態計算書のその他の準備金に含まれている。

## 富裕税準備金

年次総会の構成員は、当社が富裕税の控除を受けるために、富裕税特別準備金の設定を承認している。この特別準備金の額は、予想される富裕税控除額の5倍である。富裕税負債に関して当該税額控除の恩恵を受けるには、この富裕税特別準備金は5年間分配できない。当該準備金は財政状態計算書のその他の剰余金に含まれている。

当期間に101千米ドル（2024年12月31日終了年度：86千米ドル）を富裕税準備金に繰り入れた。

さらに、過年度に繰り入れた当該準備金合計0米ドル（2024年12月31日終了年度：0米ドル）を取り崩し、富裕税準備金から利益剰余金に振り替えている。

2025年6月30日現在の富裕税準備金は、337千米ドル（2024年12月31日終了年度：236千米ドル）である。

## 10 買掛金及びその他の債務

	(単位：千米ドル)	
	2025年6月30日現在	2024年12月31日現在
未払費用	77	52
関連当事者に対する債務	7,021	7,344
	7,098	7,396

すべての買掛金及びその他の債務は1年以内に期限到来予定である。

## 11 関連当事者取引

当期間及び前年度に発生した関連当事者との取引は、最終親会社が支配する他の企業とのサービス費用に関するものであった。

## 関連当事者からの利益及び債権

	(単位：千米ドル)
2025年度	兄弟会社
関連当事者に対する債権	747

	(単位：千米ドル)
2024年度	兄弟会社
関連当事者に対する債権	428

## 関連当事者に対する支出及び債務

	(単位：千米ドル)
2025年度	兄弟会社
A I F Mに委託しているサービス及び割戻報酬	11,062
関連当事者に対する債務	7,021

	(単位：千米ドル)
2024年度	兄弟会社
A I F Mに委託しているサービス及び割戻報酬	21,019
その他の費用	54
	21,073
関連当事者に対する債務	7,344

当期間に関連当事者に対する貸付金はなかった。

## 12 親会社及び最終親会社

当社の直接的な親会社はブラックロック・グループ・リミテッド - ルクセンブルグ支店であり、最終親会社及び支配当事者はアメリカ合衆国デラウェア州で設立された会社であるブラックロック・インクである。ブラックロック・インクは当社を含む最大かつ最小のグループの親会社で、グループの財務諸表を作成している。当グループの財務諸表の写しは、ウェブサイトであればwww.blackrock.comのインベスター・リレーションズから請求することにより、又は50 ハドソン ヤーズ、ニューヨーク、ニューヨーク州 10055、アメリカ合衆国宛てに、若しくはinvrel@blackrock.comに電子メールで請求することにより入手できる。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

下線または傍線の部分は訂正箇所を示します。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 2 投資方針

##### (3) 運用体制

<訂正前>

(前略)

ポートフォリオの運用は、株式インデックス運用部（ポートフォリオ担当：7名程度）が担当する。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ポートフォリオの運用は、マルチアセット運用部（ポートフォリオ担当：10名程度）が担当する。

(後略)

#### 3 投資リスク

<訂正前>

(前略)

##### (2) リスクに対する管理体制

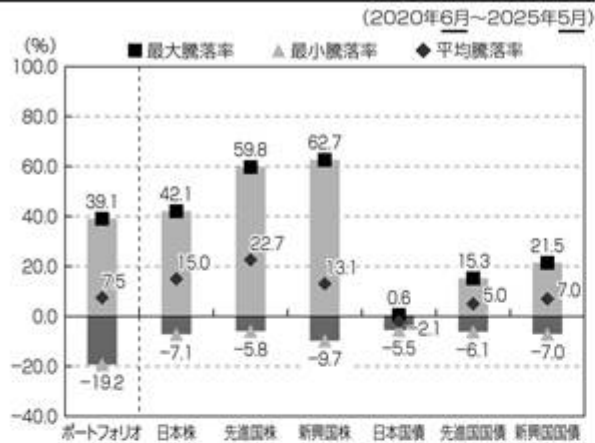
(中略)

(注) 上記の記載は、2025年5月末日現在のものである。リスクの管理体制は、変更される場合がある。

## &lt; 参考情報 &gt;

## ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

## クラスA受益証券(米ドル建て)

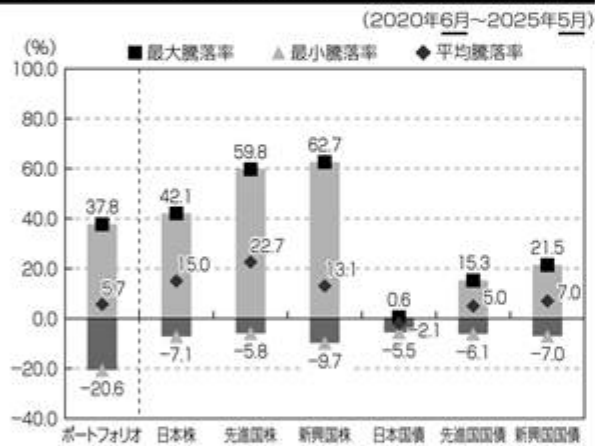


## ポートフォリオの年間騰落率および1口当たり純資産価格の推移

## クラスA受益証券(米ドル建て)



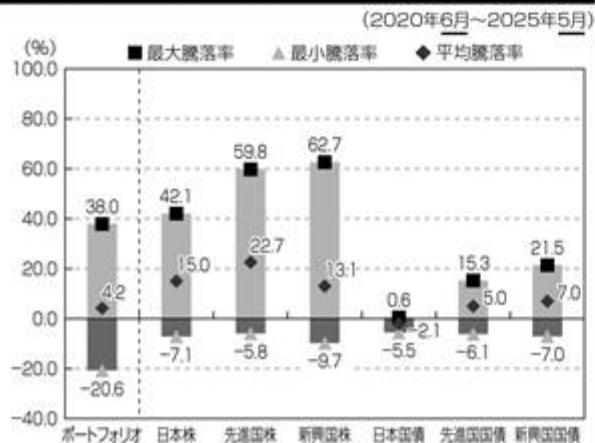
## クラスA受益証券(豪ドル建て)



## クラスA受益証券(豪ドル建て)



## クラスA受益証券(円建て)



## クラスA受益証券(円建て)



※前記のポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較のグラフは、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均値、最大値および最小値を、ポートフォリオの各受益証券(表示通貨ベース)および他の代表的な資産クラス(円ベース)について表示したものである。

※すべての資産クラスがポートフォリオの投資対象とは限らない。

※各資産クラスの指数

日本株…………… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
 先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)  
 新興国株………… MSCIエマージング・マーケット指数  
 (配当込み、円ベース)  
 日本国債………… NOMURA-BPI国債  
 先進国国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスー  
 エマージング・マーケット・グローバル  
 ディバーシファイド(円ベース)

(注)日本株および日本国債以外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしている。

※前記のポートフォリオの年間騰落率および1口当たり純資産価格の推移のグラフは、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1口当たり純資産価格の1年間の騰落率および1口当たり純資産価格の推移を表示したものである。

( 後略 )

< 訂正後 >

( 前略 )

( 2 ) リスクに対する管理体制

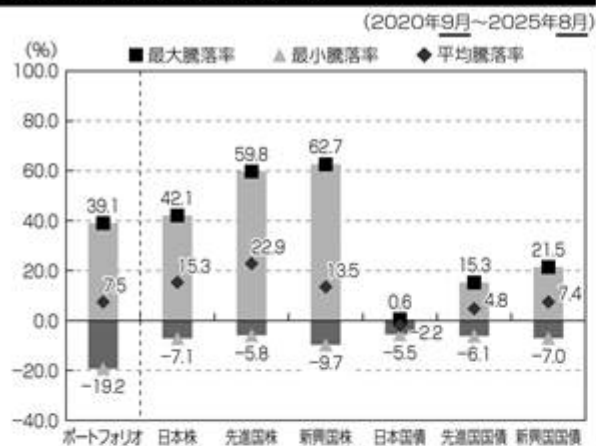
( 中略 )

( 注 ) 上記の記載は、2025年8月末日現在のものである。リスクの管理体制は、変更される場合がある。

## &lt; 参考情報 &gt;

## ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

## クラスA受益証券(米ドル建て)

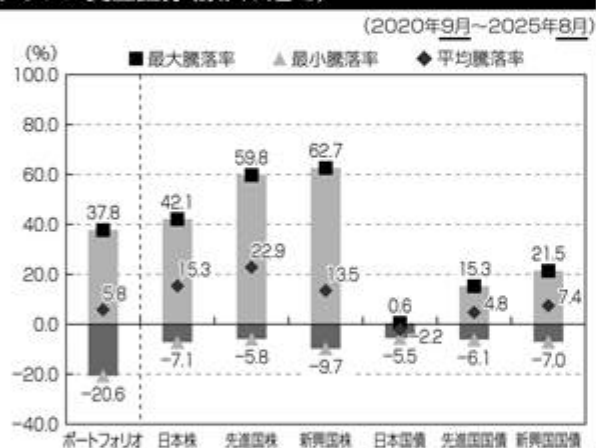


## ポートフォリオの年間騰落率および1口当たり純資産価格の推移

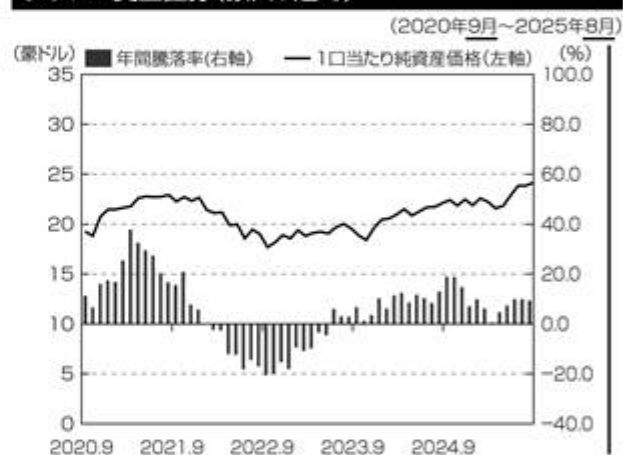
## クラスA受益証券(米ドル建て)



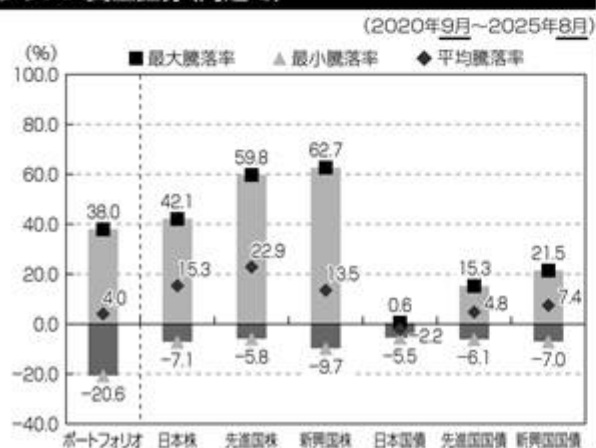
## クラスA受益証券(豪ドル建て)



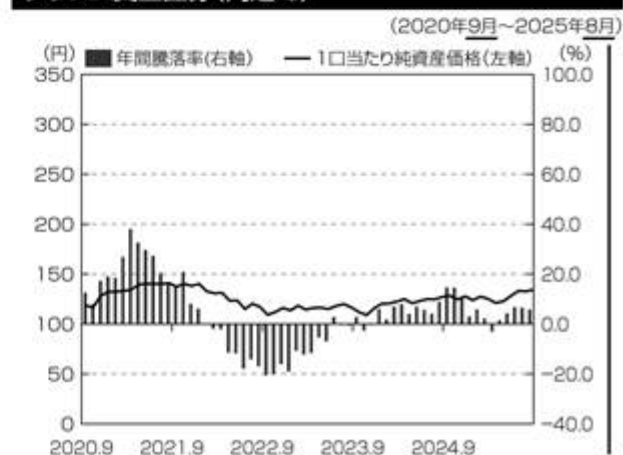
## クラスA受益証券(豪ドル建て)



## クラスA受益証券(円建て)



## クラスA受益証券(円建て)



※前記のポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較のグラフは、2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の平均値、最大値および最小値を、ポートフォリオの各受益証券(表示通貨ベース)および他の代表的な資産クラス(円ベース)について表示したものである。

※すべての資産クラスがポートフォリオの投資対象とは限らない。

※各資産クラスの指数

日本株…………… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)  
 先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)  
 新興国株………… MSCIエマージング・マーケット指数  
 (配当込み、円ベース)  
 日本国債………… NOMURA-BPI国債  
 先進国国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
 新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-  
 エマージング・マーケット・グローバル  
 ディバーシファイド(円ベース)

(注)日本株および日本国債以外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしている。

※前記のポートフォリオの年間騰落率および1口当たり純資産価格の推移のグラフは、2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における1口当たり純資産価格の1年間の騰落率および1口当たり純資産価格の推移を表示したものである。

(後略)

## 4 手数料等及び税金

### (5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

日本

2025年7月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本

2025年10月31日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)